

平成21年6月 日
21岐協議会第 号

地域担い手育成総合支援協議会長様

岐阜県担い手育成総合支援協議会
会長 今井 良博
(公 印 省 略)

集落営農法人化等緊急整備推進事業の実施における岐阜県担い手育成総合支援協議会の運用について

集落営農法人化等緊急整備推進事業を適正に実施するため、集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要綱（平成21年5月29日付け21経営第980号農林水産事務次官依命通知）、同要領（平成21年5月29日付け21経営第981号経営局長通知）及び集落営農法人化等緊急整備推進事業のうち集落営農法人化等緊急整備事業の円滑な実施のためのガイドライン（平成21年5月29日付け21経営第982号経営局長通知）で定められるもののほか、下記により取り扱うものとする。

記

別紙のとおり

(別紙)

集落営農法人化等緊急整備推進事業の実施における岐阜県担い手育成総合支援協議会の運用について

1 計画の策定

地域担い手協は集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要綱(平成21年5月29日付け21経営第980号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第4の(2)の で定められる支援計画書の提出に際し、該当する下記の資料を自ら作成し、又は事業実施主体に作成させ、支援計画書に添付し岐阜県担い手育成総合支援協議会長(以下「会長」という。)へ提出するものとする。

集落営農法人化整備推進事業(整備事業)事業実施主体点検シート(参考様式1)

事業実施主体の定款、規約、又はこれらの案

事業実施についての関係者の合意形成記録

上限建設費点検シート(参考様式2)

施設・機械の規模決定根拠

自己負担部分の負担方法に関する合意形成記録

施設・機械の利用計画(参考様式3)

施設・機械の管理規定案

事業実施主体の収支計画(参考様式4)

実施設計書又は概算設計書

位置図

平面、立面図

その他会長が必要と認めるもの

2 予算の議決

地域協議会は本事業の実施に際し、あらかじめ地域協議会で定める手続きを経て予算を議決し実施するものとする。

3 実施設計書の作成

事業実施主体は、事業の実施に先立ち、市町村の設計積算手順に準拠し、物価資料、見積書等により、適正に事業費を積算するものとする。

事業実施主体で設計積算が困難な場合については設計業者等に委託し、実施設計書を作成することができる。なお、実施設計費を補助対象に含める場合には、見積書等で概算設計書を作成し、事業着手後に設計施工管理業務の委託先を選定し契約するものとする。この場合、実施設計作成後、事前に地域担い手協及び本会と設計協議を行い、着工手続きを

開始するものとする。

4 補助金の交付申請

補助金の交付申請には、岐阜県担い手育成総合支援協議会補助金等交付要綱(平成21年 月 日付け21岐協議会第 号岐阜県担い手育成総合支援協議会長通知)別記様式第2号に代えて、本様式第1号により申請するものとする。

5 消費税の扱い

(1) 事業実施主体が消費税の課税対象業者の場合

ア 原則課税方式の場合

総事業費(消費税額を含む)のうち、消費税額を控除した額を補助対象事業費として補助金の額を算定する。

イ 簡易課税方式の場合

総事業費(消費税額を含む)を補助対象事業費として補助金の額を算定する。

(2) 事業実施主体が消費税の免税業者の場合

ア 事業実施主体が権利能力なき社団等の場合

総事業費(消費税額を含む)を補助対象事業費として補助金の額を算定する。

イ 事業実施主体が任意団体の場合

構成員全員の消費税の申告状況を確認し、原則課税方式により消費税の申告を行う構成員が存在する場合には、構成員の負担額に相当する消費税額を総事業費から控除し、補助金の額を算定する。構成員毎に消費税の申告状況の確認が取れない場合には、消費税額を総事業費から控除し、補助金の額を算定する。

6 契約方法の決定

事業実施主体は、建設又は製造請負、設計施工管理委託、機械器具購入等する場合には、原則一般競争入札により相手先業者を選定するものとする。ただし、一般競争入札によりがたい場合には、指名競争入札又は随意契約により相手先業者を選定できるものとする。

事業実施主体の契約事務の実施に際し、地域担い手協は指導支援を行うが、入札及び業者の選定に関する指導支援しては原則関わらないものとする。

なお、相手業者の選定事務の遂行が困難な事業実施主体においては、その事務を第3者に代行させることができる。ただしこの場合、代行する者及びその関連事業者は、本事業の契約相手先業者から除外し実施するものとする。

(1) 指名競争入札

指名競争入札で相手先業者を選定する場合、事業実施主体は、一般競争入札に付することが困難な理由を明確にしたうえで、作為無く複数の業者を指名し、事業実施主体で、指名競争入札の実施及び指名業者の選定について合議したうえで入札事務

を実施するものとする。

(2) 随意契約

随意契約で相手先業者を選定する場合、事業実施主体は、一般競争入札及び指名競争入札に付することが困難な理由を明確にしたうえで、作為無く複数の業者を選定した上で、業者に対し、見積依頼書を送付し見積書を徴するものとする。なお、見積辞退した業者についても、辞退届等を徴し、見積依頼を行った事実が確認できる様に整理しておくものとする。

7 入札（見積合わせ）

(1) 機械器具の製造請負又は購入の仕様

入札又は見積依頼に付する仕様は汎用仕様とし、原則、製造メーカーを指定しないものとする。

(2) 特殊な機械器具の導入

製造メーカー（取り扱い販売代理店を含む）が1社に限られる特殊な機械器具の導入する場合、1社随意契約を行うこととなるが、この場合、同機械器具の他の購入者との売買契約の写しを徴するなどにより、契約価格の妥当性を確保するものとする。

(3) 下取りの扱い

機械等入札（見積合わせ）に際し、他の契約とは別にして、単独の入札（見積合わせ）を行う。なお、下取り額は、その機械等が補助を受けて整備したもののか否かに関わらず、必ず補助対象事業費から下取り額を控除するものとする。

なお、下取り機械等が補助を受けて整備したものであって、処分制限期間中の場合、必ず事前に財産処分手続きを取り承認を受けておくこと。

(4) 撤去費の扱い

既存施設の撤去等に要する経費は補助対象外とすること。

8 事業の着手・完了

(1) 事業実施主体の事業の着手・完了、工事等の着工、完成

ア 着手日

補助金の交付決定を受けた後、推進事業を開始した日若しくは整備事業を着工した日の何れか早い日を着手日とする。

イ 完了日

推進事業を完了した日若しくは整備事業が完成した日の何れか遅い日を完了日とする。

ウ 着工日

施設等毎に、最初の契約日を着工日とする。

エ 竣工日

施設等毎に、最後の工事完成日を竣工日とする。

(2) 地域担い手協の事業の着手・完了

ア 着手日

補助金の交付決定を受けた後、事業実施主体に補助金を交付する事務を開始した日とする。

イ 完了日

事業実施主体への補助金の交付、事業実施主体への履行確認、その他附帯事務の全てが完了した日とする。

9 会計の分離

当該補助事業の実施に係る経理は、他の経理と完全に区分し管理する。なお、当該事業の口座も区分し管理することが望ましい。

また、当該経理の証拠書類等については、整備事業にあつては、補助対象施設の処分制限期間、推進事業にあつては、事業実施の翌年度から5ヶ年間保存するものとする。

なお、自己負担金についても、必ず当該会計に受け入れてから支出するものとする。また、構成員に自己負担金を賦課する場合にあつては、構成員への請求書、領収書、当該会計への受け入れ等の記録を残すものとする。

10 補助金の概算払い

補助金は補助事業の遂行上必要と認められる場合に限り、請求月の月末の予定出来高をもって概算により支払うものとする。なお、補助金の過払い防止のため、総事業費の9割を上限とする場合がある。

11 完成検査（工事確認）

(1) 事業実施主体による完成検査

事業実施主体は、請負業者等からの工事完成届け又は納品書に基づき、予め指定した検査者に、契約書、仕様書及び設計書、その他関係書類に基づき、検査をさせ、必要に応じ手直し工事をさせた後、引渡を受ける。

なお、手直し工事等行った場合であっても、竣工年月日は工事完成届け又は納品書の年月日とする。

(2) 地域担い手協及び県担い手協による検査

地域担い手協は、施設等毎に工事が完成した場合、事業実施主体に竣工届けを提出させるとともに共に、県担い手協に竣工報告を行い、事業実施主体に対し、県担い手協とともに完成検査を実施するものとする。

1.2 履行確認（会計確認）

事業実施主体は、補助事業が完了した時は、地域担い手協が定める補助金交付規則等に基づき完了報告を行い、地域担い手協及び県担い手協による履行確認（会計確認）を年度内に受けるものとする。

完了届けを受理した地域担い手協は、県担い手協に対し事業完了報告を行い、県担い手協と共に事業実施主体に対し履行確認（会計確認）を行うものとする。